

株式会社ディー・エル・イー
定款

令和3年6月21日変更

株式会社ディー・エル・イー定款

(商号)

第1条 当社は、株式会社ディー・エル・イーと称し、英文では、DLE Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理並びにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- 1) アニメーション・実写・CG等の映像コンテンツ及び音楽・出版物の企画・製作・販売・配信・輸出入
- 2) インターネットテレビ局の運営
- 3) 映像・音楽及びインターネットビジネスにおけるコンサルティング業務
- 4) 番組の国内外への販売、海外番組の輸入
- 5) イベント・演劇、演芸、映画、コンサート、その他各種イベントの企画、運営、実施
- 6) 玩具・グッズの企画、開発、設計、製造、販売並びに輸出入
- 7) DVD等の企画・製造・販売・輸出入
- 8) アニメーション等の製作者の養成
- 9) キャラクターを使用したマーケティング活動全般
- 10) 映画・音楽・TV及びインターネット番組制作及び出版への投資業
- 11) 広告代理店業（CM枠の販売）
- 12) CM及び販促物の企画・制作
- 13) パッケージソフトウェアの利用技術・研究開発及び流通
- 14) コンピュータの利用による各種情報の収集、分析、処理、提供サービス業
- 15) 飲食店業の経営及びフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導並びにこれらの会員権の販売
- 16) 不動産の賃貸、管理
- 17) 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発、コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
- 18) ゲームの企画、製造、制作、販売、配信並びに輸出入
- 19) インターネット、携帯電話、テレビゲームネットワーク等のネットワークシステムの企画、設計、開発、管理、運営、保守義務
- 20) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等工業所有権及び著作権、著作隣接権、商品化権等無体財産権の管理、取得、使用許諾、売買、賃貸並びに利用の研究
- 21) 通信販売業
- 22) タレント、及びアーティストのマネジメント並びにプロモート業務
- 23) キャラクター商品の企画、開発、製作、販売

24) インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星などの通信手段を利用した音、映像などの番組供給事業

25) モバイルコンテンツの開発・運営及びこれらの受託、ライセンスの配信並びにモバイル広告の配信

26) ファンドの組成及び運用・管理

27) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査等委員会
- 3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、52,680,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- 2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に

記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の監査等委員でない取締役は 10 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

④取締役の選任決議は、累積投票によらない。

⑤当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

⑥前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会

規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 31 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議案に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録

に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 43 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当
会社はその支払義務を免れる。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。